

教育子ども委員会 請 願 一 覧

平成29年5月12日（金）

○子ども青少年局関係

（保留分）

平成27年請願第12号 児童発達支援センターの充実を求める件

○

平成27年請願第16号 安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充を求める件

平成28年請願第13号 子供たちが健やかに育つために病児・病後児デイケア事業の拡充と一時保育事業の拡充を求める件

平成28年請願第21号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件
（第2項、第3項、第5項、第7項（2）、（3）、第8項（1）、（2）、第9項（1）、（6）及び（7）ア）

平成28年請願第23号 全ての子供たちが豊かに育つ条件を平等に保障し、保育士の抜本的な処遇改善で保育を豊かに広げることを求める件

○

○教育委員会関係

（保留分）

平成28年請願第3号 子供と保護者が安心できる少人数学級の拡充を求める件

○

（新規分）

平成29年請願第1号 子供と保護者が安心できる少人数学級の実現を求める件

○

（保留分）

平成27年請願第10号 千種図書館の新築等を求める件

○

平成28年請願第4号 子供の成長を支える学校給食であり続けるために、小学校給食調理業務の民間委託撤回を求める件

○

平成28年請願第21号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件
（第9項（7）イ）

児童発達支援センターの充実を求める件

請願者 守山区中新5番14号 セピアコート103号
地域療育センターの早期建設を実現させる会
今村 絵理奈

要 旨

地域療育センターを含み、現在、市内に市の児童発達支援センターは10カ所あり、児童発達支援センターには、毎日さまざまな障害を持つ子供たちが通っている。地域療育センターの通園部は、どんなに障害が重い子供たちでも0歳から通うことができる場として整備されてきた。しかしながら、児童発達支援センターに通園を希望する子供たちの数に比べ、児童発達支援センターの枠が少ないため、希望しても入園できない子供たちがいる。現在は、年少の3歳児までの希望者は入園ができていないものの、2歳児以下の子供たちは、希望者全員が入園できないという状態がある。

また、市内の児童発達支援事業所は、児童発達支援センター及び保育園のような人的な保障はなく、最低基準もなく、不十分な環境での事業であると言わざるを得ない。障害を持つ子供たちの療育は、食べる、寝る、出すといった基本的な生活の力をつけていき、その力を土台に、人との関係や遊びの力を広げていくことである。そういった力をつけていくときに大事なことは、毎日、同じ先生、同じ子供集団の中で、安心して子供たちやその保護者が通える場であることである。

名古屋市が地域療育センター構想の中で掲げた、早期発見、早期療育の理念と実践は、全国に誇るものである。確かに、早期発見は進んできているが、早期療育につながっていないと言わざるを得ない状況となっている。市として行っている保育園の待機児童対策は、本当に素晴らしい取り組みであると感じている。しかしながら、一方で、障害のある子供たちの待機児童対策がされていない現状は、「差別されていると感じる」という声が多数聞かれる。このような状況から、児童発達支援センターへの通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやしてもらいたいと強く要望する。

2015年度より、民間の児童発達支援センターへの市の人件費公私格差是正のための補助金は、子供たちが82%出席したものと見込むとしており、出席の足りない部分については、運営法人が負担するという考え方である。さらに、2016年度は85%、2017年度は88%出席したものと見込むとしている。

児童発達支援センターに通う子供たちは、医療ケアが必要な子供も含め、重症心身障害児など障害の重い子供たちが多数通っている。そういった子供たちは、体調の崩れ、安定のしなさから、欠席せざるを得ないことが健常児の子供たちと比べ大変多く

なってしまう。

毎日通うことのできる条件があるからこそ、体調のよい日は安心して通うことができるのである。毎日通園したくてもできない子供たちを多く入園させるほど、運営法人の自己負担がふえるということは、法人の判断で職員を減らしてしまうのではないかと不安を感じる。また、障害の重い子供たちを受け入れてもらえるだろうかという不安にもつながる。私たちは、どんなに重い障害があっても通うことのできる地域療育センターであってほしいと願っている。

児童発達支援センターの役割として、出席できない子供への訪問を含め、より丁寧なフォローを行うことこそが本来必要なことなのではないだろうか。そういった支援を行うには、さらなる職員増を行うための市の補助金が必要である。障害が重く、丁寧な支援の必要な子供の療育は、より手厚いフォローが必要となるのである。こういった、実態とは逆行するような制度づくりには、矛盾を感じる。どんな障害があっても、毎日安心して通うことのできる児童発達支援センターにしてほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 児童発達支援センターに通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやすこと。
- 2 どんな障害があっても、毎日安心して通うことのできる児童発達支援センターにすること。

(参 考)

平成27年11月12日 保 留

平成28年 4月19日 保 留

平成28年 8月26日 保 留

安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充を求める件

請願者 緑区滝ノ水二丁目1219番地の1
愛知保育団体連絡協議会
会長 伊藤 洋子

要 旨

人生の土台となる乳幼児期は、どの子供にとっても大切でかけがえのない貴重な時期である。私たちは、全ての子供たちが豊かに育ち、幸せに生きることが保障される社会の実現を願っている。

2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まった。子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法の成立過程において、多くの関係者の声で児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任を復活させるなどの改善がされた。しかし、子ども・子育て支援新制度は、異なる基準などの格差を保育の世界に持ち込むもので、さまざまな問題が指摘されている。利用する施設や事業によって条件が異なっていたり、保育所と幼稚園の公定価格に大きな違いがあったりするなど、早急な改善が求められている。

名古屋市は、2011年から、待機児童対策として大規模な保育事業拡充を行ってきており、保育施設は急速に増加し、保育施設利用児童数は過去最大となった。しかし、小規模保育事業の整備を進めたため、3歳児の利用先が不足する3歳児問題が顕在化してきたり、認可保育所を希望するも、小規模保育事業所の利用が決まったりするなどの状況もある。また、施設の増加に保育士の供給が追いつかず、保育士不足が深刻な問題になっている。

就労保障と経済的安定は、暮らしの土台である。虐待や育児不安が急増する現在、保護者が安心して預けられる保育施設の整備と保育士などの処遇改善は、いよいよ重要になっている。児童福祉法第24条第1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の果たすべき役割は、大きくなっており、その増設が求められる。

公立と民間の保育所がともに力を合わせて保育内容を充実・発展させてきたことは、名古屋の保育の誇るべき歴史である。どの子供にも等しく保育が保障されるために公私間格差を是正する制度である民間社会福祉施設運営費補給金制度のもと、保育所は、子供の日々の生活を保障し、保護者の暮らしを支えている。さらに、保育所は、そこに通う子供とその保護者だけでなく、地域の子育て支援の中心的役割を担ってきた。保育所での子育て支援を充実させることは、子育てしやすいまち名古屋の実現のためには不可欠な課題である。

については、安心して子供を産み育てられる社会を実現し、子供の人権を尊重し、その健やかな育ちを最大限保障し得る保育施策が速やかに実施されるよう、次の事項の実現をお願いします。

- 1 全ての子供の安心・安全で豊かに育つ権利が等しく保障されるように、子ども・子育て支援新制度を改善するよう国に求めること。
- ~~（1）施設・事業の開所日数や保育時間に見合う単価設定にするなど、運営の実態を踏まえた公定価格に改善すること。~~
- （2）保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員などの職員の処遇を抜本的に改善できるようにすること。
- ~~（3）保育短時間と保育標準時間の区分をなくすなど、認定区分を見直すこと。~~
- 2 保育を必要とする全ての子供たちが、希望する保育を受けられるよう、児童福祉法第24条第1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の整備を進めること。
- ~~3 保育料の値上げを行わないこと。~~
- 4 公私間格差是正、延長保育、障害児保育などにかかわる名古屋市単独助成を継続・拡充すること。
- ~~5 名古屋市公立保育所整備計画を凍結すること。~~

(参 考)

平成28年1月14日	第1項(1)	審査打切(趣旨実現のため)
	第1項(2)、第2項、第3項及び第4項	保 留
	第1項(3)及び第5項	不採択
平成28年4月19日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留
	第3項	審査打切(すでに議会意思確定ずみのため)
平成28年8月26日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留

子供たちが健やかに育つために病児・病後児デイケア事業の拡充と一時保育事業の拡充を求める件

請願者 北区水草町2丁目60番地の2 水草団地3棟604号
北区保育団体連絡会
小林 友 恵

要 旨

現在、父母の勤務実態を踏まえたさまざまな保育要求があり、中でも、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業についての要望が多く上がっている。

病児・病後児デイケア事業については、「安心して預け、仕事を続けることができ、本当に助かっている」という声がある一方で、「利用料金が高く利用しづらいので、負担を軽減してほしい」、「病気の子供を遠くまで連れて行くのは大変。近くに開設してほしい」という切実な声があり、市内で実施されていない区及び支所管内の地域での開設を求める声が強まっている。

一時保育事業については、非定型保育、緊急保育及びリフレッシュ保育のどれもが要望が高まっており、「妊娠し、安静が必要なときに申し込んだが、定員が埋まっていて利用できず困った」、「メンタルの病気になり、早く一時保育に預けられるとよかったが、できなかった」という声など、急に子育てが困難になったときに、利用しにくいのが現状である。

また、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について、「子育てがしんどいときに安心して預けることができ、肩の荷がおりた気がした」という声とともに、「利用したくても、定員が埋まっていて利用できない」という声が多数上がっているのが実態である。一時保育事業を必要なときに利用できるように拡充すること、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業を1カ所ずつの受入日をふやすなど拡充し、利用しやすくする等、子育て世帯の実態に見合った対応が求められている。

については、子供たちが健やかに育つために、名古屋市の公的責任で、速やかに次の事項の実現をお願いする。

- 1 病児・病後児デイケア事業の利用料を第2子以降は減免すること。
- 2 病児・病後児デイケア事業の未実施の区及び支所管内の地域に、病児・病後児デイケア事業実施施設を開設すること。
- 3 一時保育事業を公立保育所のエリア支援保育所で実施すること。
- ~~4 公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について、予算を確保した上で、保育体制を充実させ、1カ所ずつの受入日をふやし、利用しやすいよう拡充すること。~~

(参 考)

平成28年11月17日

第1項、第2項及び第3項 保 留
第4項 不採択

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 昭和小桜町2丁目3番地の2
藤原 朋

要 旨

天白区の保育所、学童保育所等には、子育てに関するさまざまな要望が次々と出されてきており、各保育所では、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育など地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

- ~~1~~ これ以上、公立保育所の廃止・民営化及び利益目的の企業の参入はやめること。
- 2 公私間格差を是正する制度を守り、現在の保育の質を維持・向上すること。
- 3 子育て世代の経済的な負担を減らすために、保育料を値下げすること。また、兄弟姉妹が在園しているか否かにかかわらず、第3子以降の保育料については、所得制限を設けずに3歳児以上も無料化し、子供を産み育てやすい環境を整えること。
- ~~4~~ 待機児童の解消は、定員超過入所に対応するのではなく、公立保育所を含む認可保育所の新增設で対応すること。
- 5 子供を安心して預けられるよう、保育士等の大幅な処遇改善を図ること。
- ~~6~~ 給食は子供たちの心身の成長にとって欠かすことのできない大切なものであることから、離乳食やアレルギー食をつくるなど、子供たち一人一人の発達に責任を持って対応するためにも、自園の正規職員がつくる給食を守ること。
- 7 安心して子供を預けることができるよう環境を整えること。
 - ~~(1)~~ 公立保育所の実態に合わせて、老朽箇所の修繕や施設の充実を図ること。
 - (2) 耐震・防災など、大切な子供の命を守るための対策を早急に進めること。
 - (3) 公立保育所の送迎用の駐車場を早急に確保すること。
 - ~~(4)~~ 公立保育所によるリフレッシュ預かり保育事業については、実態を把握した上で、必要な人員を配置すること。
- 8 学童保育所を守り、発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような

助成を実施すること。

(1) 学童保育所の運営が安定していけるように、名古屋市が学童保育所の土地及び建物の確保に責任を持つこと。

(2) 学童保育所の移転・建てかえの際には、必要な補助をすること。

~~(3) 障害児受入加算を1人ごとにすること。~~

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

(1) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設をふやし、年度途中の入所がしやすいよう制度の充実・見直しを図ること。

~~(2) 利用調整については、点数制だけで決定するのではなく、家庭の事情も丁寧に聞き取ること。~~

~~(3) 保育短時間、保育標準時間の区分はやめて、必要な時間に合わせた保育が利用できるようにすること。~~

~~(4) 各保育所で病後児デイケア事業を実施できるよう条件整備をすること。また、天白区内に病児デイケア事業の実施施設をふやすよう条件整備をすること。~~

~~(5) 休日保育をより多くの人が利用できるよう受け入れ枠をふやすこと。~~

(6) 障害児を含む兄弟姉妹が同一保育所に入所できるようにすること。

(7) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。

ア 障害児を育てる保護者も仕事を続けられるように、障害児保育補助金を増額すること。

(第9項第7号イ 教育委員会関係、省略)

(参 考)

平成29年1月16日 第1項、第4項、第6項、第7項(4)、第8項(3)及び第9項(3)～(5) 不採択
第2項、第3項、第5項、第7項(2)、(3)、第8項(1)、(2)、第9項(1)、(6)及び(7)ア 保 留
第7項(1)及び第9項(2) 審査打切(趣旨実現のため)

全ての子供たちが豊かに育つ条件を平等に保障し、保育士の抜本的な処遇改善で保育を豊かに広げることを求める件

請願者 守山区鳥神町119番地の2
愛知保育団体連絡協議会
会長 本 田 たみ代

要 旨

名古屋市は、3年連続で待機児童がゼロであり、利用保留児童も減らしていく取り組みを進めるとして、保育施設の整備に力を入れている。また、民間社会福祉施設運営費補給金制度を守り、全国的に見ても先進的な施策を実施している。しかし、保育士不足により保育施設の運営に困難が生じることや、国の制度のもとで、利用する保育施設によって子供の保育環境に差が出てしまうこと等の課題は、大きくなっている。子供たちの育ちに待ったはない。

ついては、全ての子供たちが、笑顔で伸び伸びと育つ名古屋を目指して、次の事項の実現をお願いする。

- 1 いわゆる隠れ待機児童である利用保留児童の解消のために、保育施設の整備をさらに進めること。
- ~~2 全ての保育所等認可施設で等しい保育環境を保障するために、独自の予算をつけること。~~
- ~~3 保育士などの配置基準を見直し、子供たちの命を預かる責任の重さに見合う働き方ができるよう改善すること。~~
- 4 民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持すること。

(参 考)

平成29年1月16日	第1項及び第4項	保 留
	第2項	審査打切（趣旨実現のため）
	第3項	不採択

子供と保護者が安心できる少人数学級の拡充を求める件

請願者 北区長喜町2丁目13番地の5
西田 義弘

要 旨

子供たちの健やかな成長は、名古屋市民の心からの願いである。

私たちは、心が通い、命を大切にする学校をつくるために、子供たちに最善の環境を与えたいと思う。

名古屋市では、2002年より順次小学1・2年生の30人学級、中学1年生の35人学級が実施されてきたが、6年前より改善が進まず、全学年実施が危ぶまれている。一方で、市立の小中学校において、この10年余りに非正規の臨時教員が急増し、教員の約20%を占める異常な事態である。そのため、学校の教育活動からゆとりと継続性が奪われ、子供たちに不安を与え、一人一人を大切にする教育ができないこともあった。

今後、名古屋市が必要な予算と教職員を充て、全ての学校に少人数学級を計画的に実施することを願う。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 学級編制基準を緩和し、名古屋市立の小学校、中学校及び高等学校の全学年に正規の教員配置で少人数学級を早急に拡大実施すること。
- 2 特別支援学校をふやし、子供たちを大切にする教育を進めること。

(参 考)

平成28年4月19日 保 留

平成28年9月5日 保 留

子供と保護者が安心できる少人数学級の実現を求める件

請願者 北区長喜町2丁目13番地の5
西田 義弘

要 旨

子供たちの健やかな成長は、名古屋市民の心からの願いである。

私たちは、心が通い、命を大切にする学校をつくるために、子供たちに最善の環境を与えたいと思う。

名古屋市では、2002年度より順次小学校1・2年生の30人学級、中学1年生の35人学級が実施されてきたが、7年前より改善が進まず、全学年実施が危ぶまれている。一方で、市立の小中学校において、この10年余りに非正規の臨時教員が急増し、教員の2割を超える異常な事態である。そのため、学校の教育活動からゆとりと継続性が奪われ、子供たちに不安を与え、一人一人を大切にする教育ができないこともあった。

2017年度の県費負担教職員に係る政令市への権限移譲により、学級編制基準、教職員定数、新規教職員の採用数などは市が独自に決定することが可能となる。今後、名古屋市が国に先駆けて必要な予算と教職員を充て、全ての学校に少人数学級を計画的に実施することを願う。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 学級編制基準を緩和し、名古屋市立の小学校、中学校及び高等学校の全学年に正規の教員配置で少人数学級を早急に拡大実施すること。
- 2 特別支援学校をふやし、子供たちを大切にする教育を進めること。

千種図書館の新築等を求める件

請願者 千種区本山町四丁目11番地 グラヴィティ本山204号
千種図書館を考える会
伊藤 洋子

要 旨

名古屋市内で一番古く、46年経過した千種図書館は、坂の上に建っており、特に耐震面で心配である。また、階段が多くエレベーターもないので、年寄りや子連れなどが利用するには難儀である。誰もが気持ちよく利用するためには、バリアフリーが欠かせない。

さらに、建物全体が狭いので、幅広い利用ができていない。書架とテーブル席との間隔が狭くぶつかりそうになり、また、集会室が一つのみで、自習、会議、読み聞かせ企画、さまざまなイベントなど全てこの部屋で行うしかなく、準備片付けも大変である。他地域の図書館の見学もしたが、その差の大きさに胸が痛む。図書館の役割を果たすには、余りにも貧弱である。

現在地は、地下鉄東山公園駅と星ヶ丘駅との中間に位置し、両駅から遠く、特に地下鉄東山公園駅からは上り坂が続き、難儀である。駅に近い立地の図書館の利用者が多いのは、他区を見ても明らかである。

文化発信の図書館として、ワークショップを開き、市民の意見や知恵を集め、よりよい千種図書館にしたいと考えている。

平成26年度の審議では、当局から次のような答弁をもらっている。すなわち、もともと東山動植物園と一体整備する形で移転改築予定であったが、平成21年度の東山動植物園再生プランの見直しの際、計画が撤回された。耐震面、バリアフリーになっていないこと、面積が狭く、駐車場も少ないことなどから、改修・建てかえが必要である。適地を考えており、検討を進めているが、決定事案に至っていない。早期に整備の方向性を決定したい、とのことであった。

については、多くの人のアンケート、意見から、次の事項の実現をお願いする。

- 1 千種図書館の新築等をするに当たっては、以下を実現すること。
 - (1) 耐震での心配があるため、安全・安心な建物にすること。
 - (2) 誰もが安心して利用できるバリアフリーにすること。
 - (3) 建物全体を広くすること。また、常設の自習室、会議室、親子でくつろげる部屋、機器活用スペースなどの設置がある図書館にすること。
 - (4) 新築、移転に当たっては、駅に近い場所に設置すること。
 - (5) 新築、移転に当たっては、意見や要望が反映されるワークショップを開くこと。

(参 考)

平成27年 8 月25日	保 留
平成28年 4 月19日	保 留
平成28年 9 月 5 日	保 留

平成28年請願第4号

子供の成長を支える学校給食であり続けるために、小学校給食調理業務の民間委託撤回を求める件

請願者 北名古屋市西之保青野38番地
なごやの学校給食をよりよくする会
代表 新村 洋 史

要 旨

名古屋市は、2016年4月から、中川区の荒子小学校、緑区の大清水小学校、名東区の西山小学校の3校において、給食調理業務の民間委託の実施を決めた。これは、調理員の退職によって起こる人員の不足を補充しないという名古屋市の方針を理由としている。

私たちは、心身ともに急速に成長する学齢期を豊かな給食で支えることは、教育の重要な役割であると考えている。子供の貧困という観点からも、全ての児童に栄養のバランスのとれたおいしい給食を提供することは、ますます大切になっている。今、食物アレルギーのある児童が年々増加している。その対応には細心の注意を払いつつ、教員・栄養教諭または学校栄養職員・調理員の3者が協力してチェックを行い、子供たちに安全・安心な給食を提供している。

定期的な競争入札を繰り返して、業者をかえながら業務を進めるという委託方式では、業務のノウハウが蓄積されず、長期的、継続的に安全・安心でおいしい給食を提供するには限界がある。

ついては、子供たちに安全・安心な給食を届け、健やかな成長を保障し、笑顔と元気を守るため、次の事項の実現をお願いする。

- ~~1 地元への説明抜きに、拙速な準備が進められている荒子小学校、大清水小学校、西山小学校の給食調理業務の民間委託を中止すること。~~
- 2 名古屋市立小学校の給食調理業務は、民間委託を行わず、教員・栄養教諭または学校栄養職員・調理員が一体となって安全・安心でおいしい給食を提供できるよう、名古屋市が責任を持って実施する体制を整備すること。

(参 考)

平成28年4月19日	第1項	審査打切 (すでに議会意思確定ずみのため)
	第2項	保 留
平成28年9月5日	第2項	保 留

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 昭和区小桜町2丁目3番地の2
藤原 朋

要 旨

天白区の保育所、学童保育所等には、子育てに関するさまざまな要望が次々と出されてきており、各保育所では、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育など地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

(第1項～第9項第6号 子ども青少年局関係、省略)

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

(7) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。

(第9項第7号ア 子ども青少年局関係、省略)

イ 校舎老朽化及び生徒数増加による天白養護学校の教室不足を改善するための計画を確実に施行すること。

(参 考)

平成29年1月16日 保 留